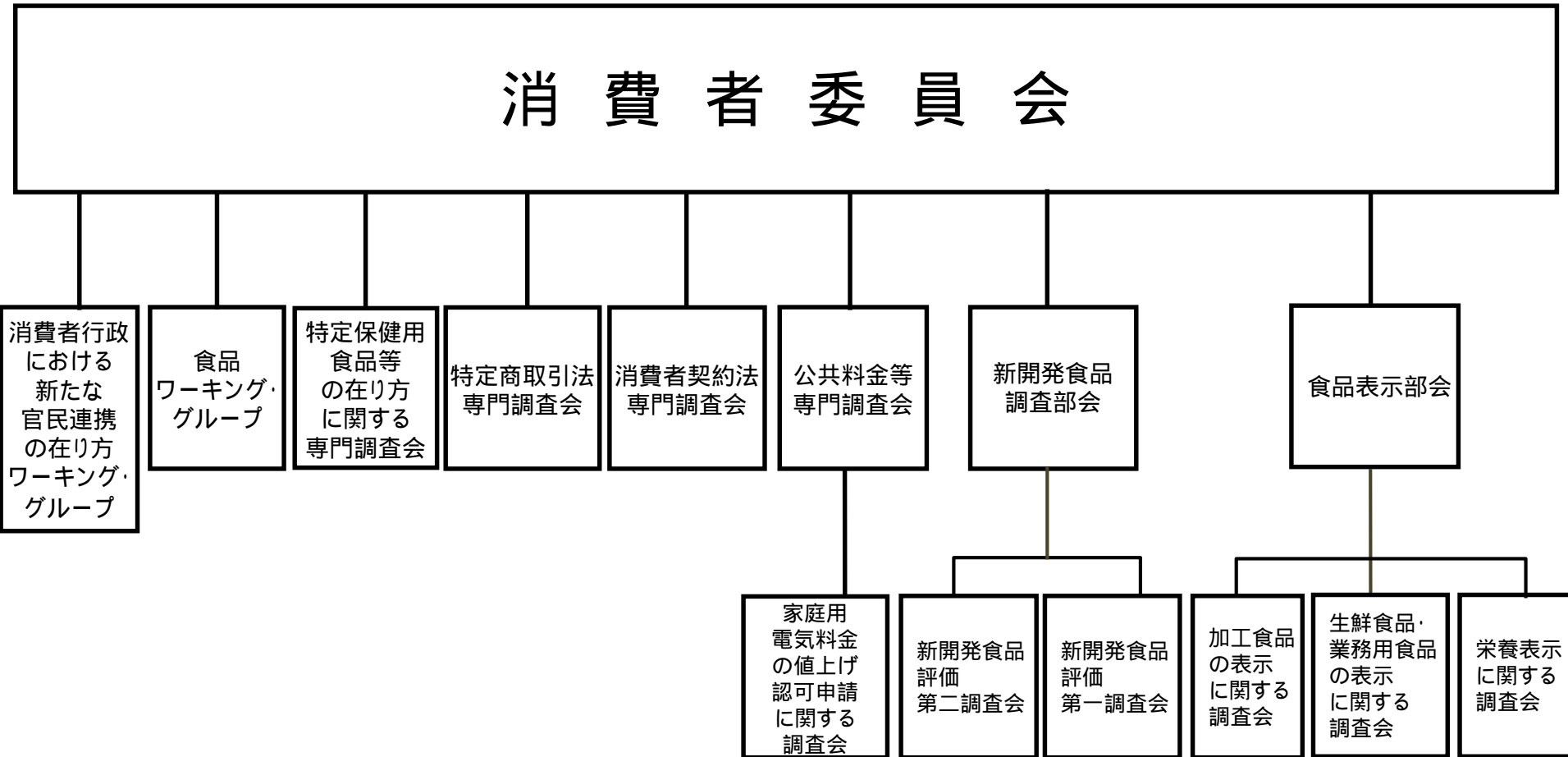


第3次消費者委員会審議体制

(平成27年8月時点)



(注1) 上記部会及び調査会は、第3次消費者委員会の発足以降に活動実績のあるもの。

(注2) 「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」については平成26年12月2日付で廃止。